

別紙

令和6年(モ)第1528号(基本事件 令和4年(ワ)第31814号)

質問書兼回答書

令和6年06月26日

お名前 八木橋 健太郎



あなたが提出した証拠保全申立書(2024年6月3日付け。以下「本件申立書」といいます。)につき、次のとおり質問します。

1 当事者の表示について

訴え提起後の証拠保全の申立てにつきましては、相手方は当該訴えの反対当事者となります。次のとおり当事者の表示を修正することでよいでしょうか。

(当事者の表示)

長野県須坂市馬場町1200(長野刑務所収容中)

申立人(原告) 八木橋 健太郎

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方(被告) 国  
同代表者法務大臣 小泉 龍司

はい、そのとおり修正します。

いいえ、違います。違う箇所は次のとおりです。

【説明欄】

2 申立ての趣旨について

本件申立書には、申立ての趣旨が記載されていません。申立ての趣旨を明らかにしてください。

(申立ての趣旨)

**※別紙参照**

3 証明すべき事実

あなたは、基本事件において複数の請求原因事実を主張しているところ、本件申立書「第1」に記載されている証明すべき事実が、いかなる請求原因事実に係るものか判然としません。本件申立書「第1」に記載した証明すべき事実が、いかなる請求原因事実に係るものであるか、訴状・準備書面の該当ページ数や行為の年月日を記載するなどして明らかにしてください。

【説明欄】

**※別紙参照**

以上

## 別紙

### 申立ての趣旨

目録に記載された各文書等の検証物について、検証及び検証物の提示を命じる。

この裁判を求める。

### 証明すべき事実及び請求原因事実について

1 2021年08月10日から2022年06月08日の間に、申立人が相手方に対して、金属アレルギーといった心身の不調を訴えたこと及びその内容等について。

本件有形力行使、同懲罰及び同裁決に対する国家賠償の請求原因事実(訴状02ないし08頁、外)

2 2021年03月12日から05月06日の間に、申立人が相手方に対して、顎下腺炎及び横臥による身体の痛みといった心身の不調を訴えたこと及びその内容等について。

処遇キに対する国家賠償の請求原因事実(請求拡張及び訴状訂正申立書(2023年05月08日付)03及び04頁、外)

3 2021年11月29日から2022年01月25日の間に、申立人が相手方に対して、凍瘡といった心身の不調を訴えたこと及びその内容等について。

処遇ケに対する国家賠償の請求原因事実(同04頁、外)

4 2022年02月15日から06月08日までの間に、申立人が相手方に対して、耳鳴り、幻聴及び精神的苦痛といった心身の不調を訴えたこと及びその内容等について。

処遇コに対する国家賠償の請求原因事実(同04及び05頁、外)

## 目録

検証及び提示を求める各文書等の検証物は次のとおりである。  
なお、略語等は従前の例による。

01 備薬使用簿（施設病棟に設置の2020年度分）

02 同（同2021年度分）

03 同（同第45工場に設置の2021年度分）

04 同（同第4区1階（居室棟）に設置の2021年度分）

05 同（同第3区1階（昼夜居室棟）に設置の2021年度分）

06 同（同2022年度分）

以上